

平成24年度公正取引委員会調達改善計画の年度末自己評価（要約版）

平成25年5月31日
公正取引委員会

1 庁費類の調達の見直し

(1) 法務省と実施した共同調達については、調達改善計画に掲げた7件のうち、次の2件が目標を達成した。

- ・ クリーニング業務（目標：調達費用10%削減）（単価契約）
前年度実績と比較可能な品目については、契約単価が対前年度比で平均18.6%低下
- ・ 荷物の集荷配送業務（目標：調達費用5%削減）（単価契約）
重量別・地域別の契約単価が対前年度比で平均23.3%低下

なお、次の5件については、目標が達成されなかった。しかし、共同調達はスケールメリットの効果が期待できるため、引き続き、共同調達を実施する。

- ・ ガソリン（目標：調達費用5%削減）（単価契約）
契約単価が当初契約では対前年度比で約5%上昇、契約変更後では対前年度比で約5%低下。年間の平均契約単価は、ハイオクが対前年度比で1.2%低下、レギュラーガソリンが対前年度比で2.2%低下
- ・ 衛生消耗品（目標：調達費用5%削減）（単価契約）
前年度実績と比較可能な品目については、契約単価が対前年度比で平均2.3%低下
- ・ 電気設備消耗品（目標：調達費用5%削減）（総価契約）
調達費用の総額が対前年度比で約0.4%減少
- ・ コピー用紙（目標：調達費用5%削減）（単価契約）
契約単価が前年度実績とほぼ同額
- ・ プリントナー（目標：調達費用5%削減）（単価契約）
契約単価が前年度実績と同額

(2) 定期刊行物、新聞及び雑誌については、必要部数を精査し、購入部数を対前年度比30%削減し、目標（購入部数30%削減）を達成した。

(3) ネットワーク用拠点回線等3件については、一般競争入札を実施し、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を締結することにより、契約総額を対前年度比で平均34.5%削減し、目標（調達費用30%削減）を達成した。

2 随意契約の見直し

審判における速記業務について、随意契約から一般競争入札に移行し、契約単価が対前年度比で15.0%低下した。

3 その他公共サービス改革プログラムで提言された取組

旅費については、原則、出張パック商品を利用する旨を職員に周知し、出張パック商品の利用を促進した。

4 評価・検証体制

官房総務課会計室長をリーダーとする調達改善実務担当チームを設置し、今後の取組内容等について検討を行った。また、外部有識者である契約監視委員会の各委員に対し、取組内容等について、指導、助言等を求めた。

平成24年度公正取引委員会調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成24年4月1日～平成25年3月31日)

平成25年5月31日
公正取引委員会

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
			目標の達成状況		
1. 庁費類の調達の見直し クリーニング業務については、平成24年度から法務省と共同調達を実施(調達費用を10%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。	平成23年度実績と比較可能な品目については契約単価が対前年度比で平均18.6%低下した。	○		引き続き、法務省と共同調達を実施する。
荷物の集荷・配送業務については、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。	契約単価が平成23年度と比べて、平均23.3%低下したほか、荷物の数量も約13%減少したため、調達費用を平成23年度実績に比べ、1,755千円(約46%)削減した。	○		引き続き、法務省と共同調達を実施する。
ガソリンについては、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。 また、原油価格が契約締結時よりも下落したことから、7月に契約単価の変更契約書を締結した。	原油価格が高騰したため、当初契約では契約単価は低下しなかった。しかし、変更契約後、契約単価は、対前年度比で、ハイオクについては7円(約4.5%)、レギュラーガソリンについては7円(約4.8%)低下した。	-	ガソリン価格は、国際市場における原油価格の変動に伴い、直接的にその卸売価格に影響を受けやすいことから、契約単価について単純に前年度実績等と比較して調達改善の効果を確認することは困難であると思料する。	引き続き、法務省と共同調達を実施する。
衛生消耗品については、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。	平成23年度実績と比較可能な品目については契約単価が対前年度比で平均2.3%低下した。	-	当該費用は中央合同庁舎第6号の入居官庁がそれぞれ負担する費用であることから、当委員会独自で調達費用の総額を削減することは困難であると思料する。	引き続き、法務省と共同調達を実施する。
電気設備消耗品(蛍光灯等)については、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	法務省と共同調達を実施した。	品目数を大幅に追加したことにより、単価の相違する品目及び数量の相違から、効果の単純な比較は困難である。	-	当該費用は中央合同庁舎第6号の入居官庁がそれぞれ負担する費用であることから、当委員会独自で調達費用の総額を削減することは困難であると思料する。	引き続き、法務省と共同調達を実施する。
コピー用紙については、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。	契約単価は、平成23年度実績と比較するとほぼ同額であった。しかし、共同調達以前の平成22年度のA4版1箱当たりの購入単価と比較すると、562円(約33.5%)低下しており、スケールメリットの効果は期待できる。	-	平成23年度に製紙メーカーによる用紙類の価格改定が行われたことから、契約価格が低下しなかったものと思料する。また、コピー用紙の使用量は、業務量の影響を受けやすいことから調達費用の総額について、単純に、前年度実績等と比較して調達改善の効果を確認することは困難であると思料する。	引き続き、法務省と共同調達を実施する。
プリンターについては、引き続き、法務省と共同調達を実施(調達費用を5%削減)	法務省と共同調達を実施し、単価契約を締結した。	契約単価は、平成23年度と同額で、調達費用は削減できなかった。	-	プリンターの使用量は、業務量の影響を受けやすいことから、調達費用の総額について、単純に、前年度実績等と比較して調達改善の効果を確認することは困難であると思料する。	引き続き、法務省と共同調達を実施する。
定期刊行物、新聞及び雑誌については、購入部数の見直しを実施(購入部数を30%削減)	本局だけでなく、地方事務所・支所を含め、購入部数の見直しを実施した。	平成23年度実績と比べて、購入部数を30%削減した。	○		引き続き、新規の定期刊行物等の購入は、スクラップ・アンド・ビルドを基本とする。
ネットワーク用拠点回線等については、国庫債務負担行為を利用した複数年度契約を活用(調達費用を30%削減、調達事務の効率化)	今年度調達するネットワーク用拠点回線等について、一般競争入札を実施し、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を3件締結した。	契約締結した3件の契約金額は、平成23年度実績と比べて合計6,574千円(約34.5%)の削減が図られた。	○		情報システム関係については、引き続き、国庫債務負担行為を利用した複数年度契約を活用することにより、契約金額の削減に努める。
2. 随意契約の見直し 審判における速記業務については、一般競争入札に移行	随意契約から一般競争入札に移行し、単価契約を締結した。	契約単価は、平成23年度と比べて、2,990円(約15%)低下した。	○		平成25年度は法務省と共同調達を実施する。
3. その他公共サービス改革プログラムで提言された取組 出張バック商品の活用し、旅費を効率的に執行	引き続き、出張バック商品の利用、チケット手配等を民間業者に委託した。また、出張の用務の終了時刻が事前に想定できる用務に従事する場合等を除き、原則、出張バック商品を利用する旨を職員に周知し、出張バック商品の利用を促進した。	引き続き、出張バック商品の利用、チケット手配等を民間業者に委託した。また、出張の用務の終了時刻が事前に想定できる用務に従事する場合等を除き、原則、出張バック商品を利用する旨を周知し、出張バックの利用を促進した。その結果、出張バック商品の利用金額は、平成23年度実績に比べ、143千円(約2.6%)増加した。	○		引き続き、出張バック商品の利用を促進する。

<p>4. 評価・検証の体制 公正取引委員会に実務担当チームを設置し、四半期に一度、定例会合を開催</p>	<p>官房総務課会計室長をリーダーとする「調達改善実務担当チーム」を設置した。また、定例会合を4回(平成24年6月1日、同年10月2日、同年12月6日、平成25年3月27日)開催し、今年度の取組等に関し検討等を行った。</p>	<p>取組状況等について、調達に関係する実務者間で、意見交換、検討等を行うことができた。</p>	○		<p>調達改善実務担当チームの代りに新たに設置した官房総括審議官をトップとする「調達改善推進チーム」において、引き続き、調達改善の取組について検討等を行っていく。</p>
<p>調達改善実務担当チームは、公正取引委員会契約監視委員会に、本計画における問題点の抽出、取組に関する指導、助言等を求める。</p>	<p>平成24年5月10日に契約監視委員会を開催し、外部有識者である各委員に対し、本計画の取組内容を説明し了解を得た。また、上半期に取り組むこととしていた共同調達の入札等が終了したことから、同年6月20日に契約監視委員会を開催し、上半期の取組状況を報告し、上半期の取組に対する指導、助言を求めた。</p>	<p>外部有識者である契約監視委員会の委員に上半期の取組状況を説明し、了解を得た。</p>	○		<p>引き続き、契約監視委員会の各委員に本取組に対する指導、助言を求める。</p>
<p>公正取引委員会及び調達改善実務担当チームは、上半期及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について、自己評価し、公表する。</p>	<p>上半期の取組の達成状況等については、自己評価を行い平成24年10月29日にホームページに公表した。また、年度終了後に、取組全体の総合的な自己評価を行っており、速やかにホームページに公表する予定である。</p>	<p>次年度の調達改善計画の取組へ反映</p>	○		<p>自己評価の結果を今後の取組に反映する。</p>
<p>5 競り下げの試行 平成25年度からの実施に向け、他府省の事例を参考に検討を開始</p>	<p>平成25年3月27日に調達改善実務担当チームにおいて、他府省の事例を参考に平成25年度の競り下げの実施について検討を行った。</p>	<p>競り下げによるコスト削減効果が期待できる品目等を把握することができた。</p>	-	<p>当委員会が平成25年度に調達を予定している品目の中には確実に競り下げによるコスト削減効果が期待できる品目がなかった。</p>	<p>当委員会における競り下げの対象に適した品目について、引き続き、検討を行う。</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称:公正取引委員会契約監視委員会
開催日時:平成24年5月10日(木)午後2時

外部有識者からの意見	意見に対する対応
○ 平成24年度公正取引委員会調達改善計画で定めた取組内容を説明し、特段の指導、助言等なく、了解を得た。	○ 契約監視委員会の各委員から、特に指摘事項等はなかった。

会議等名称:公正取引委員会契約監視委員会
開催日時:平成24年6月20日(木)午後1時55分

外部有識者からの意見	意見に対する対応
○ 上半期に取り組むこととしていた共同調達の入札等が終了したことから、当該取組状況を報告し、特段の指導、助言等なく、上半期の取組について了解を得た。	○ 契約監視委員会の各委員から、特に指摘事項等はなかった。

会議等名称:個別
開催日時:平成25年5月30日

外部有識者からの意見	意見に対する対応
○ 年度終了後の自己評価について報告を行い、特段の指導、助言等なく、了解を得た。	○ 契約監視委員会の各委員から、特に指摘事項等はなかった。